

UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)/(予想分配金提示型)

追加型投信／内外／株式



ファンドの特色

- 世界の上場株式の中から、デジタル・トランスフォーメーション(DX)により飛躍的な成長を遂げることが期待される企業に実質的に投資します。
- 富裕層向けビジネスで世界最大規模のUBSグローバル・ウェルス・マネジメントとUBSアセット・マネジメントとの協業により、ベスト・アイデア・ポートフォリオを構築します。
- 年1回決算を行う「資産成長型」と年12回決算を行う「予想分配金提示型」の2つのファンドからお選びいただけます。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

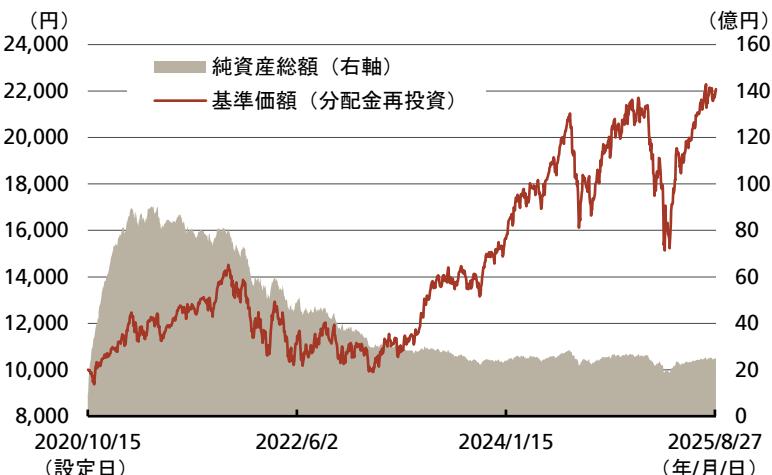
※当レポートにおける分配金については全て税引前としております。また、基準価額の記載については全て信託報酬控除後としております。

運用実績<資産成長型>

ファンドデータ

基準価額	22,089円
純資産総額	25.0億円
設定日	2020年10月15日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年10月15日 (休業日の場合は翌営業日)

基準価額(分配金再投資)と純資産総額の推移



基準価額(分配金再投資)の騰落率

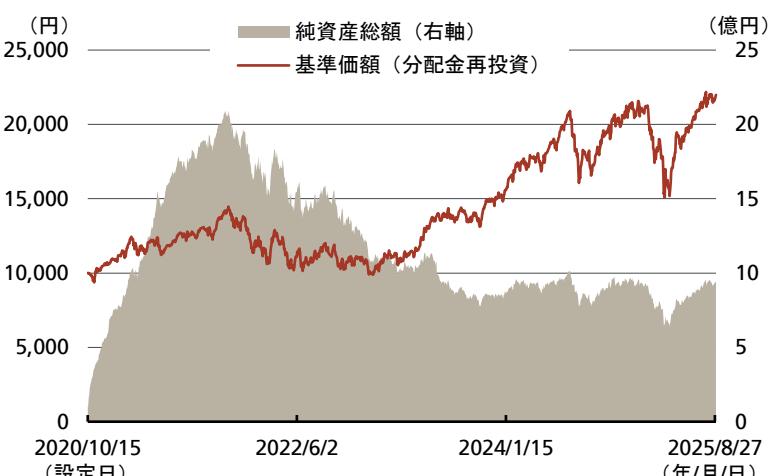
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	-0.23%	16.58%	13.73%	24.17%	95.96%	120.89%

運用実績 <予想分配金提示型>

ファンドデータ

基準価額	11,492円
純資産総額	9.5億円
設定日	2020年10月15日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎月15日 (休業日の場合は翌営業日)

基準価額(分配金再投資)と純資産総額の推移



基準価額(分配金再投資)の騰落率

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	-0.23%	16.50%	13.77%	24.19%	95.54%	119.79%

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。分配金は過去の実績であり、将来的分配金を示唆、保証するものではありません。

※上記の基準価額(分配金再投資)と純資産総額の推移グラフは設定日から報告基準日までのデータを表示しています。基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。

※騰落率は各応答日で計算しています。応答日が休業日の場合は前営業日の数値で計算しています。※基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

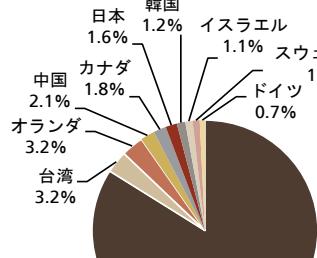
ポートフォリオの状況

資産構成比

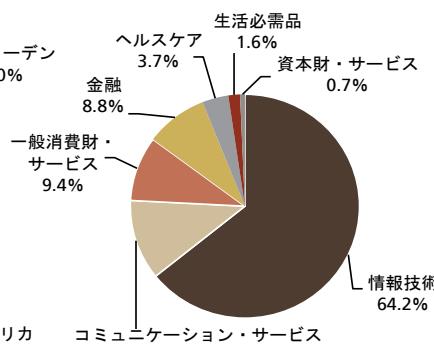
株式等	98.9%
その他 現金等	1.1%
	100.0%

※資産構成比は、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

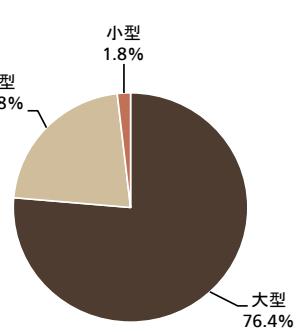
国・地域別構成比



業種別構成比



企業規模別構成比



※業種、国・地域別構成比は、マザーファンド内の株式評価総額合計に占める割合です。

※企業規模別構成比は、マザーファンド内の組入銘柄数の比率です。大型：500億米ドル以上、中型：100億米ドル以上500億米ドル未満、小型：100億米ドル未満。

※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

組入れ上位10銘柄（銘柄数合計： 55銘柄）

銘柄名	国・地域名	業種名	銘柄概要	構成比
1 エヌビディア	アメリカ	情報技術	米国の半導体メーカー。パソコンやゲーム機などに搭載される画像処理半導体（GPU）の設計・開発を行う。事業領域を主力のゲーム分野から高性能コンピューティング（HPC）、人工知能（AI）のディープラーニングを使った自動運転などの分野に拡大している。	7.4%
2 マイクロソフト	アメリカ	情報技術	ソフトウェアメーカー。ソフトウェア製品の開発、製造、ライセンス供与、販売、サポートに従事。オペレーティングシステム、サーバー・アプリケーション、法人・個人向けアプリケーションのソフトウェア、ソフトウェア開発ツール、およびインターネット／インターネットソフトウェアを手掛ける。テレビゲーム機、デジタル音楽・娛樂用機器も開発する。	5.9%
3 アップル	アメリカ	情報技術	IT機器メーカー。スマートフォン、パソコン、タブレットなどの設計・製造・販売を行う。主要製品はiPhone、Mac、iPad、Apple TV、Apple Watchなど。	4.7%
4 アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス	オンライン小売会社。書籍、音楽、コンピューター、電子機器、家庭用品など多岐にわたる製品を販売する。またクラウド・コンピューティング・サービスも提供する。	4.4%
5 メタ・プラットフォームズ	アメリカ	コミュニケーション・サービス	旧商号はフェイスブック。ソーシャルネットワーク・ウェブサイト運営会社。ウェブサイト上での家族、友人、同僚間のコミュニケーションを可能にする。また、ユーザー間で情報、写真、ウェブサイトリンク、ビデオなどの共有を容易にする技術も開発。ユーザーは各自の具体的な基準を設定し、情報を共有したり制限したりできる。	3.5%
6 ブロードコム	アメリカ	情報技術	無線やブロードバンド通信機器、スマートフォンなどの通信用半導体を開発、販売する。	3.3%
7 台湾積体電路製造（台湾セミコンダクター）	台湾	情報技術	半導体メーカー。集積回路（IC）及び他の半導体製品の製造・販売・包装・テスト・コンピューター支援設計、並びにフォトマスクの製造を行う。	3.2%
8 オラクル	アメリカ	情報技術	ソフトウェア会社。企業や公的機関向けのデータベース管理システムを中心として、各種ソフトウェアの開発・販売を行う。	2.9%
9 アリスタ・ネットワークス	アメリカ	情報技術	クラウドネットワーキング会社。大規模な人工知能（AI）、データセンター、キャンパス、及びルーティング環境向けのデータ駆動型のクライアントからクラウドへのネットワーキングを提供する。	2.8%
10 アルファベット	アメリカ	コミュニケーション・サービス	グーグルおよびその他のグループ企業の持株会社として設立されたコングロマリット。グーグルを中心として、高速インターネット接続サービスのグーグル・ファイバー、次世代技術開発のX、ヘルスケアのキャリコ、投資部門であるGVやグーグル・キャピタル等を傘下に持つ。	2.5%

※構成比は、マザーファンドの純資産総額に占める割合です。

※上記は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。また、いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

市場概況

米国株式

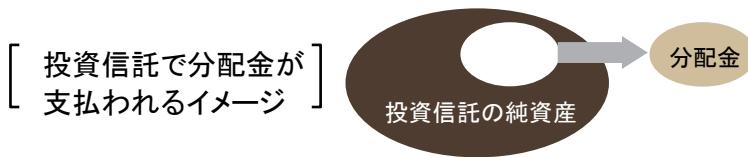
米国株式市場は上昇しました。月初、7月の雇用統計の弱い内容や、5、6月分データの大幅下方修正などを嫌気し、株価は下落して始まりましたが、利下げ期待などから市場でリスク選好姿勢が強まり、間もなく反発に転じました。その後も、大手IT企業が国内で大規模な追加投資を行う計画を発表したことなどを好感して、株価は上昇基調で推移しました。月の後半、「ジャクソンホール会議」を前に投資家が様子見姿勢を強めたことで、株価の上値が重くなる場面も見られましたが、パウエル米連邦準備制度理事会(FRB)議長の同会議での講演を受けて、早期利下げへの期待が高まったことなどから、株価は再び反発しました。

欧州株式

欧州株式市場は上昇しました。月初、米雇用統計の弱い内容や、米政府がイスイスからの輸入品に対して高い関税を課す方針を発表したことなどが悪材料視され、株価は下落して始まりました。しかしその後、米国での利下げ期待や、欧州の主要企業の良好な決算などを好感して、株価は反発に転じました。また、ウクライナとロシアの停戦協議の進展期待も株価を下支えしました。月の終盤、フランスの大規模な財政削減計画をめぐり、同国の首相が内閣信任投票を実施すると突如発表したため、政治的不透明感などが重石となり、株価は月末にかけて上昇幅を縮小しました。

収益分配金に関する留意事項

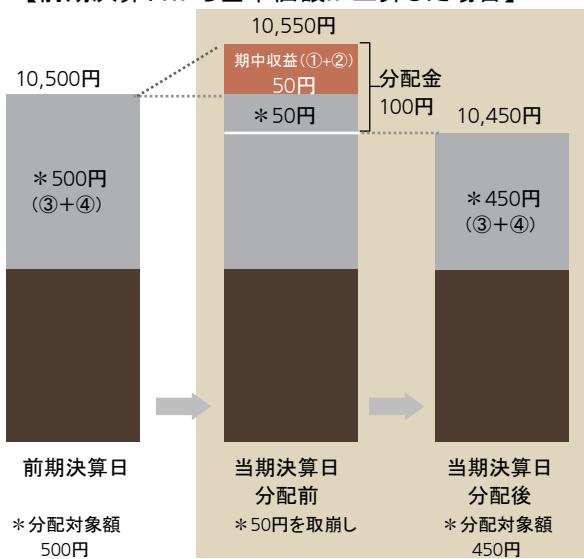
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



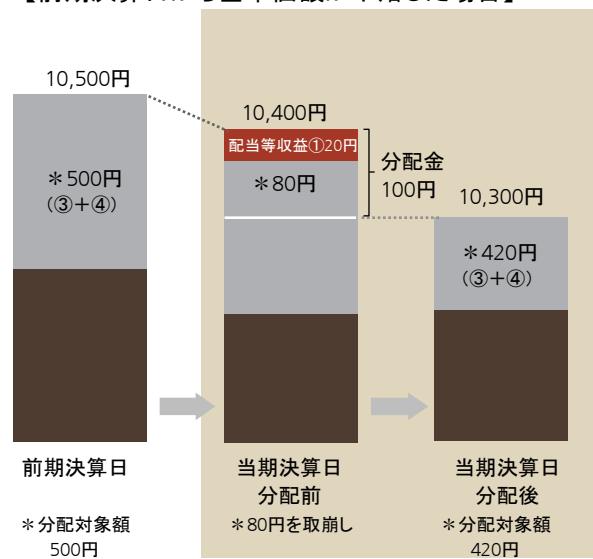
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

[計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合]

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けるますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があり、基準価額に影響を与える要因になります。

■カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。また、新興諸国・地域には、一般的に先進国と比較して、「政治・経済および社会情勢等の変化の度合いおよび速度が速いこと」、「資産の移転に関する規制等が導入される可能性が高いこと」、「企業等の開示に関する正確な情報確保が難しいこと」等のリスクがあります。

■為替変動リスク

実質外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と実質外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.3% (税抜3.0%) 以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率1.903% (税抜年率1.73%) を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">委託会社</td> <td style="width: 15%;">0.85%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.85%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファン ドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> ※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき([資産成長型]においては、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日を含みます。)ファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。	委託会社	0.85%	委託した資金の運用の対価	販売会社	0.85%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファン ドの管理および事務手続き等の対価	受託会社	0.03%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価
委託会社	0.85%	委託した資金の運用の対価									
販売会社	0.85%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファン ドの管理および事務手続き等の対価									
受託会社	0.03%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価									
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期末または信託終了のとき([資産成長型]においては、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日を含みます。)ファンドから支払われる主な費用 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用</td> </tr> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等	実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用		売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用										
印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用 (EDINET含む)等										
実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用											
売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料										
保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用										

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
換金単位	販売会社が独自に定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくは香港証券取引所の休業日、またはロンドンの銀行もしくは、ニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受け付けは行いません。
信託期間	無期限(2020年10月15日設定)
繰上償還	各ファンドについて、信託契約締結日より1年経過後(2021年10月15日以降)に信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときには、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	[資産成長型] 原則として毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日) [予想分配金提示型] 原則として毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	[資産成長型] 年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能) [予想分配金提示型] 毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 「UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)」は、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 「UBSグローバルDX株式ファンド(予想分配金提示型)」は、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
投資顧問会社	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)エルエルシー(マザーファンドの運用の指図)
販売会社	

商号等		加入協会		
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○		○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
播磨証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第29号	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○
松井証券株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○
マネックス証券株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社、 株式会社SBI証券)*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○
三菱UFJ eスマート証券 株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○		

*松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社、株式会社SBI証券)、三菱UFJ eスマート証券株式会社、および株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)は、「UBSグローバルDX株式ファンド(資産成長型)」のみのお取扱いです。

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

© UBS 2025. キーンズボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。